



秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(九九七・大曲保健所).....	1
都市計画の変更による送付図書の縦覧(九九八・都市計画課).....	1
道路の供用開始(九九九・一〇〇三・道路環境課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(一〇〇四、一〇〇五・道路環境課).....	2
道路区域の変更(一〇〇六・道路環境課).....	3
開発行為に関する工事の完了(一〇〇七・鹿角地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	4
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	4

告 示

秋田県告示第九百九十七号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しろがね調剤薬局	大曲市福住町三番十九号	平成十五年十二月四日

秋田県告示第九百九十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第四百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、象潟町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
 象潟都市計画道路(三・五・七号南塩越線及び三・六・八号出雲線)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百八号	由利郡鳥海町下笹子字下瀬目五八番九から字一ノ坪三〇番一二まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第千号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	秋田昭和線	秋田市添川字地ノ内一七〇番一七から濁川字後田九一番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第千一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	本荘岩城線	由利郡岩城町富田字根本五六番一地先から字板敷一九番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第千二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	山谷富根停車場線	能代市常盤字上魔面四二番二地先から字下苅橋三〇番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第千三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	川添下浜停車場線	秋田市下浜八田字柳沢七二番二地先から下浜名ケ沢字坂本二番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第千四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字上館ヶ沢二二〇番地先から字飯戸内四四番一 地先まで		五・〇〇〇〇三三・〇〇〇	〇・五八二

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	矢坂糠沢線	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字飯戸台六四番一地先から四九番一地先まで		六・〇〇〇〇三九・〇〇〇	〇・〇八九

二 供用開始の期日 平成十五年十二月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県 道		新		秋田天王線	
B	A	秋田市新屋船場町四番十二地先から川元開和町二〇番地先まで	秋田市浜田字滝ノ原四九番一地先から川元開和町二〇番地先まで	六・〇〇〇〇四〇・〇〇	二・七四八
				一一・四〇〇六二・〇〇〇	七・一二六

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十二月十六日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年四月三十日付け指令鹿建 十三 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大館市字馬喰町一番地

ミロックス株式会社 代表取締役 朴 碩道

二 開発区域に含まれる地域の名称

鹿角市花輪字鉄砲一番三、二番四、二番八、二番九、二番十一、二番十三、二番十五、二番十六

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の変更届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大館市下代野字下代野八十番地

石田助成

平成十五年十二月八日県管土地改良事業（植田地区第三区は場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

印刷所

購読料金 一月三千五百円

印刷者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄